

教育委員会 7 月定例会会議録

日時 令和 8 年 7 月 1 4 日（火） 午後 2 時 3 0 分から午後 3 時 1 4 分まで

場所 市役所 1 1 階北会議室

出席者

（教育委員）

教育長	山中 茂樹	教育長職務代理者	奈良 知彦
委員	畠山 正文	委員	渡辺 照子
委員	北爪 麻衣子		

（事務局）

教育次長	高橋 良祐	指導担当次長	酒井 暁彦
総務課長	加藤 正寛	教育施設課長	柳井 英孝
文化財保護課長	神宮 聡	学務管理課長	織田澤 信司
学校教育課長	小池 英雄	前橋高等学校事務長	岩瀬 孝弘
前橋高等学校校長	高野 裕史	生涯学習課長	宇次 明
教育支援課長	新井 正樹	図書館長	吉田 宣子

【教育長】

これより前橋市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

6 月定例会の会議録については、既に配付済みであります。記載事項に異議等ありませんか。

(異議なし)

【教育長】

異議のないものと認め、承認いたします。

議事は、議事日程第 1 号のとおり進めます。

日程第一。会期の決定ですが、本会議の会期は、本日一日といたします。

日程第二。会議録署名委員の指名ですが、本日の署名委員に渡辺委員と北爪委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第三。教育長提出の諸報告について報告いたします。

教育長提出の諸報告

【教育長】

3 件について報告いたします。

1 件目、第 2 回定例市議会についてです。6 月 11 日から 30 日までの会期で行われましたが、18 日、19 日、22 日の 3 日間に渡り総括質問が行われました。質問項目については幅広くございましたが、学校教育の方向性ということについて教育長答弁を求められましたので、教育の大綱で示す「多様な人と協働しながら主体的・創造的に社会を創る人」の育成に向けて、学ぶ楽しさと人との関わりを基盤に、生きる力をしっかりと育成する、という方向について答弁いたしました。

2 件目ですが、今年度も市 P T A 連合会主催による学区別教育懇話会が始まりました。第 6 学区が 7 月 7 日、第 7 学区が 7 月 8 日にそれぞれ行われ、北爪委員さん、奈良委員さんにご出席いただきました。

今年度は、市 P 連の提案により、前橋市こども基本条例の条文から学区ごとにテーマ設定されたとのことです。第 6 学区のテーマは「こどもたちに必要な情報とは」ということで、条例の第 8 条、こどもの意見表明、社会参加の権利の保障、これに関わるものかなと思います。第 7 学区では「こどもの尊厳を守り、愛情を持って育てるためにできること」がテーマでしたが、これは直接的には第 9 条、保護者の役割の中の条文と関わっているかと思います。

どちらの会場でも、具体的なこどもの姿や、日々の家庭又は学校の取組の様子などをもとに、それぞれの立場から活発に意見交換を行うことができました。

第 6 学区ではネットや SNS との適切な関わり方や、情報活用の育成などが出されていきました。第 7 学区では、こどもを人として認め、話を傾聴することやチャレンジと失敗を認めることの大切さが出されていきました。

北爪委員さん、奈良委員さんには後ほど、ご感想などを伺えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

3 件目ですが、7 月 10 日、東京の都市センターホテルを会場に行われた、中核市教育長会第一回総会、研修会についてでございます。

総会では、本年度の事業として、国の視察及び予算に関する要望事項として、中学校における35人学級の早期実現、特別支援学級の学級編成基準の引き下げ、基礎定数の見直し等による正規教員の配置拡充等、これらを含む11の重点項目が決定しました。また、本市の前：吉川教育長さんに対して、2期6年の功績から、感謝状が贈呈されることになりました。

研修会では、まず、学校における働き方改革について、文科省初等中等教育局の働き方改革推進室の高見室長から、改正された給特法や国の取組の説明がございました。

次に、こどもたちのための部活動改革について、スポーツ庁地域スポーツ課、鈴木課長から、昨年12月に出された部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインの概要説明、それから、国の財政措置や施策の説明、全国の事例紹介等がありました。国の支援メニューや他の自治体の事例等、有益な情報もいただきましたので、今後の取組の参考にしていきたいと思っています。

なお、今年度も6、7月と、中体連や少年の主張前橋大会等、こどもたちの活躍の場がたくさんありました。少年の主張前橋大会には渡辺委員さんも参加されていまして、後ほどご感想などいただけたらと思います。

総括的報告は以上となります。

【教育長】

以上の報告について、質疑等がありますでしょうか。

なければ、教育懇話会の感想につきまして、まずは北爪委員さん、お願いします。

【北爪委員】

私は第6学区で、大室小学校PTAの皆さんが素敵な冊子を作ってくださって、これをもとに皆さんで話し合いを行いました。実際の内容は、4つのテーブルに別れて、私と教育長さんはフリーでいろいろなテーブルを回らせていただきました。4つのテーブル全部の話を聞いたわけではないんですけれども、最後の発表のまとまった意見ではなくて、心から出ているお話をいろいろな立場の方々から聞けて、このスタイルもすごく良いなと感じました。

テーマが「こどもにとって必要な情報とは」ということなんですけれども、どこの班の発表にも、対話だったり、会話だったり、コミュニケーションだったり、あとは体験を実際にするのが大切だよね、ということが入っていました。

実際のグループワークの内容としては、必要なことと不必要なことをどういう風を選んでいくかが大変だよね、とか、嘘と本当をどうやって見極めていくのが難しいよね、情報がたくさんあるよね、というところもあって、あとは保護者の方から見て、先生方の負担もすごく大きいんですよね、と心配されるような意見もあったのと、あとは使い方のルールをどこまで制限したら良いのか、皆さん悩んでいるというような印象がありました。

最初にPTA会長さんからもお話があったんですけど、この会は答えを出すことが目的ではなくて、それぞれの立場が情報を共有することが目的ですよ、ということではあったんですけど、情報っていういっぱいある中で、簡単そうな話し合いのイメージだったんですけど、結構皆さん悩みながら、何が本当に正解なんだろうかと、という感じの印象がありました。なので、今までにない新しい時代に入ってきているのかなと、周りを見ていて感じました。

また、校長先生と保護者の方々は学校でもコミュニケーションとれていると思うんです

けど、教育委員会の方々とは、たぶんなかなかお会いすることもないということで、最初は見えない壁が同じテーブルに実は感じていたんですけれども、時間を経てコミュニケーションとっていくうちに、だんだんこの壁がなくなってきて、すばらしいなという風にも感じていました。

あとは、今後、求めることとしては、こどもたち自身が自分は大切なんだよと思うことが大切だね、ということも皆さん頷かれていたのと、それと似ているんですけど、命を守る情報というのも発信をしたら良いんじゃないかということと、あとはスマホやタブレットでいろいろな情報を入手することはできるんですけども、体験をして失敗をすることも大事だね、という話もありました。

あとは、インスタントカメラとか流行っていますけれども、不便が故の良さというのものもあるんだなという風に皆さんお話をされていました。

最後の私のあいさつでは、北爪家のスマホ脱獄大事件という恥ずかしい話をさせていただいたあと、ルールを一方的に決めつけてはいけないよね、会話、コミュニケーションが大事だねというお話をさせてもらいました。今までは何を見せたらいけないとか、この時間は使わせてはいけないという考え方ばかりだったんですけど、これからは何を見せたいか、どんな情報に触れさせて、どんな力を身に付けさせたいかという、逆転の視点というのも持っていくことが大事だなという風に感じました。

城南地区の方々には、地域行事が多いというお話もされていて、参加率も高いというお話も印象的でした。実際に、PTA会長さんも、この懇話会に2回目、3回目の参加なんですという方も何人かいらっしゃったので、そういった地域の活動にも活発な地域柄なんだなという風に感じまして、有意義な時間を過ごさせていただきました。

ありがとうございました。

【教育長】

ありがとうございました。

いろいろな立場の、いろいろな意見が聞けたなと改めて思いました。北爪委員さんの、ご自身の体験も交えてお話いただけました。大変ありがとうございました。

続いて奈良委員さん、いかがでしょうか。

【奈良委員】

先ほど教育長さんからもありましたけど、私は7月8日、第7学区ということで、6つの小学校、3つの中学校で、前橋市の東部の学校の先生方と話し合う機会を持たせていただきました。

「こどもの尊厳を守り、愛情を持って育てるためにできること」をテーマにして、いろいろな話し合いをしたわけですけども、まず最初に、こどもたちを取り巻く現状と不登校の問題があったり、保護者の孤独、様々な家庭環境、スマホの普及、SNSトラブル、部活動の地域移行、こういうような中でこどもの尊厳を守り、愛情を持って育てるために必要なことは何かなということで、先ほど言った中学校3校、小学校6校を3つのグループに分けて、その中に各校の校長先生、PTAを代表する方、それと教育委員会の幹部の人たちを交えて話し合いました。

先ほどの北爪委員さんの話とだいたい似ているかなということで聞いていたんですけど、私は第2グループに出て、いろいろな話し合いにずっと参加していたわけですけど、やはり今、保護者も先生もゆとりがない、仕事を持っている関係でなかなかゆとりがない、

また、こどもと触れ合う時間も少ない、そういった現状があるという中で、やはり少ない時間の中で顔を見て言葉をかけたりしてやることが大切ではないか、また、中にはこどもさんが小学校なんでしょうね、スキンシップも大事で、何かあれば抱きしめてやったり、朝起きるときになかなか起きてこないの、2階に上がって、布団の中から引っ張り出すのに手を触れあうというスキンシップをしているというような話もありました。

また、チャレンジすること、失敗を恐れずに挑戦していくことをさせていくことも大事ではないかなという話がありました。とにかく、今、学校や教育委員会もそうなんですけど、何かがあると、ことが起こったあとに責任を問われるという中で、保護者の方がもう少しチャレンジしてほしい、挑戦させてほしいということが印象に残りました。保護者を代表する方の意見なんですけれども、もっと学校に対して、いろいろなことに挑戦させても良いのではないかとということが印象に残りました。

そして、挑戦したことが失敗しても、結果のみならず、その過程、挑戦している中で得られることも大きいので、そういうところも評価してあげるといふ話も印象に残りました。失敗から学ばせたいということだと思いました。

それと、SNSは、やはり今の時代は持たせる時代になっているというところで、位置情報など持たせた方が安心できるという保護者の言葉もありました。ほとんどの保護者が、もう持たせることを制限したくないんだなという印象を受けました。その中で、こどもを信用してルールを決めて、しっかりそのルールを守らせながら、フェイクや嘘の情報、あるいは、いじめにつながるような使い方をしないようにということは大変なことなのではないかということでした。

概ね全体発表でも同じようなことが言われていたのではないかと思います。

最後に、この懇話会というのは、本当に素晴らしい前橋市の取組の一つで、保護者の代表の方と、学校現場の代表の校長先生、教育委員会の幹部の方ですね、本当にいろいろなことをフラットに話せて、本音で話し合って笑顔も多かったり、また、同じことでお互いに安心したり、そんな取組があって良いのではないかと感じました。

それから、こどもをど真ん中にして、先生方、保護者、そして教育委員会が一つになって前橋のこどもたちを育てていきたいと思いますということで、そんな内容で一日が終わりました。

感想とすると、もう少し話し合っている時間が長くても良かったかなという気がしました。保護者を見ていてももう少し話したいなという雰囲気があったんですけど、限られた中で充実した懇話会ができたということを報告させていただきます。

【教育長】

どうもありがとうございます。

それぞれ違う立場から、我々としても学びの多い時間だったと思います。

こども条例の存在を、改めてこういう機会でご覧いただき、そういう意味もあったかなと思いました。

続いて、少年の主張前橋大会について、渡辺委員さんに一緒に聞いていただきましたが、どうだったでしょうか。

【渡辺委員】

7月2日に行われた少年の主張前橋大会に参加しました。今年、印象的だなと思ったことが4つあります。

1つは、練習の成果か、例えば、第一声をインパクトがあるよう大きな声で言ったりと、審査員が驚きで立ち上がるほど、表現を練習して表しているな、ということが印象的でした。あとは、自分自身の努力とか頑張りを主張にして表現しているという、頑張りの内容が印象的でした。あとは、時代に伴った、A I とどんなふうに関係を持つのかといったことへの考えを深めているという内容も、今どきだなと思いました。最後に、自分自身のおかれた境遇について語っているところが特徴的だなという印象を持ちました。

私が一番感じ入ったのは、自分自身の置かれた境遇を言葉にしている生徒の皆さんの内容なんですが、自分の置かれた境遇というのは独特なものなので、人に伝わるように伝える、見えていないものを言葉で表すというのは難しいと思うのですが、かなり自分と対話して探索して、それを表現しているという様子が伝わってきたので、素晴らしいなと感じました。

加えてびっくりしたのが、普通、大会に出る方は、得意な人が出てくるのかなと思ったのに、中にはコミュニケーションが苦手です、目下も苦手ですという、只中にいるのにその場に出てきて表現された人がいたので、こういう方も勇気を出して登壇しているんだなというのがすごく印象深かったです。

今どきは、A I で表現する内容とかを作れてしまうと思うんですけども、実際にその場に行ってみると、本当に、その場で表現している内容はとても心に響くものがあって、A I で作った内容をただここで言っているという、そういうレベル感ではないなというのを感じました。それと、その場には保護者の方や応援の生徒の皆さんや先生方が来ているのですが、その場面を見ていると、先生方が良かったよと認めている姿ですとか、保護者の方がハグして労う姿があって、単にこの日の発表だけではなくて、発表が決まってこの日まで来るというプロセスでいろいろ学び得たものが大きいのだろうなということが想像されました。

とにかく、私自身が命の洗濯ができた機会で、たくさん泣かせてもらいましたし、笑うこともできました。とても貴重な機会に立ち会わせていただき、感謝を申し上げます。

以上です。

【教育長】

ありがとうございました。

報告は以上になりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【教育長】

日程第四。教育長提出の議案を上程いたします。

議案第12号、議案第13号及び議案第14号を議題といたします。説明をお願いします。

議案第12号 令和9年度に使用する前橋市立小・中・特別支援学校の教科用図書の採択について

【学校教育課長】

教育委員会議案第12号「令和9年度に使用する前橋市立小・中・特別支援学校の教科用図書の採択」につきまして、ご説明申し上げます。資料の2ページをご覧ください。

これは、令和9年度に使用する前橋市立小・中・特別支援学校の教科用図書の採択について教育委員会の議決を求めるものでございます。

まずは、小学校についてですが、令和9年度に使用する教科書につきましては、県教委の「令和9年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準」にて、今年度使用する教科用図書と同一のものを採択すると示されております。

従いまして、令和9年度に小学校において使用する教科用図書につきましては、3ページ、4ページのとおり、今年度と同じ教科用図書の採択をお願いいたします。

次に、中学校についてですが、令和9年度に使用する教科書につきましては、小学校同様、今年度使用する教科用図書と同一のものを採択すると示されております。

従いまして、令和9年度に中学校において使用する教科用図書につきましては、5ページ、6ページのとおり、今年度と同じ教科用図書の採択をお願いいたします。

さらに、特別支援学校についてですが、県教委の「令和9年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準」及び「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択する場合の基本的事項」により、前橋市教育委員会が前橋市立前橋特別支援学校の申請を基に採択することについて、中毛第一地区協議会にて承認を受けております。

前橋市立前橋特別支援学校から、児童生徒の障害の種類や程度、発達段階を考慮し、8から12ページにありますように、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書、絵本等一覧表が申請されておりますので、採択をお願いいたします。

なお、採択した絵本等の一般図書について、令和8年3月31日付文部科学省発出「令和9年度使用教科書の採択事務処理について」の通知において、「令和9年度用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認することになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もある」と示されています。そのことから、一般図書を変更せざるを得ない状況が生じた時には、前橋市立前橋特別支援学校において採択の変更を行い、直近の定例教育委員会でのご報告をもって、採択替えとさせていただきます。

本市としましては、資料にございます教科用図書を採択してくださいますようよろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第13号 令和9年度に使用する前橋市立前橋高等学校の教科用図書の採択について **【前橋高等学校事務長】**

議案第13号、令和9年度に使用する前橋市立前橋高等学校の教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。議案書13ページをご覧ください。

この議案は、令和9年度に使用いたします前橋市立前橋高等学校の教科用図書の採択について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定に基づき、前橋市教育委員会の議決をお願いするものでございます。

教科用の図書の選考に当たりましては、群馬県立学校教科用図書採択方針を準用し、校内において教科毎に選定作業を行い、令和9年度教科用図書の採択申請をさせていただこうとするものです。

選考いたしました教科用図書は、いずれも文部科学省の教育課程に則り選定をさせていただいております。

議案書14ページに本校の教育課程表を掲載させていただいております。

議案書15ページ以降は、令和9年度の1年生が使用する教科書、2年生の総合コース用、文理系コースの文系用、文理系コースの理系用及び理系コース用、文系コース用の各

教科書、3年生の総合コース用、文理系コースの文系用、文理系コースの理系用及び理系コース用、文系コース用の各教科書でございます。

教科書一覧表の備考欄に丸印（○）のついている教科書及び高校による学校設定科目に使用するための準教科書は、前年度から継続使用となっているものです。また、四角の塗りつぶし（■）については、文科省検定済みの教科書を準教科書として購入し、使用するものです。いずれの学年の教科書、また学校設定科目として使用する準教科書においても、本校の教育課程に沿って学力向上を図り、進路実現を図ることのできる図書の選定を行ないましたので、ご採択いただけますよう、よろしくご審議の程お願いいたします。

議案第14号 前橋市公民館運営審議会委員の委嘱について

【生涯学習課長】

教育委員会議案第14号、「前橋市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

資料24ページをご覧ください。

前橋市公民館運営審議会委員につきましては、社会教育法第30条第1項の規定に基づき、「学校教育及び社会教育の関係者」、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」、「学識経験のある者」のうちから、教育委員会が委嘱しております。

また、市民の幅広い意見を反映するため、公募委員1名についても委嘱しようとするものです。

公民館運営審議会委員は、中央公民館長の諮問に応じて公民館における各種事業の企画実施について調査審議することを職務としております。

現在の審議会委員の任期が令和8年7月31日で満了となるため、今回新たに委嘱しようとするものです。

このたび、委員を委嘱しようとする者につきましては、小池 賢一（こいけ けんいち）氏以下12名で、資料25ページの「前橋市公民館運営審議会委員委嘱予定者名簿」に記載のとおりです。

委嘱する委員の任期につきましては、令和8年8月1日から令和10年7月31日までの2年間となります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【教育長】

ただいま提案説明のありました議案について質疑に入ります。ご意見等ございましたらお願いします。

【奈良委員】

市立前橋高等学校の教科書のことなんですけれども、これは教科が同じでも、コースによって履修する科目が違うために、同じ学年でも教科書が違うという理解でよろしいでしょうか。コースの特徴と合わせて、教科書の補足をしていただけるとありがたいです。

【前橋高等学校校長】

本校では、生徒の幅広い進路ニーズに対応するために資料の14ページにあるような教育課程を設けています。その中で、1年生のうちは共通の科目を全員が履修するんですが、2年になると、それぞれの進路に適したコース選択をしていきます。

本校では総合コース、これは主にスポーツ、芸術分野に進む生徒、そして文系コース、理系コース、さらに文理コースという難関大学に挑戦する生徒のためのコースが設定されております。

先ほど奈良委員さんがおっしゃったとおり、それぞれのコースで、それぞれの進路を実現するために教科書の選定をさせていただいております。もちろん、同じ教科書を使って授業をする場合もありますが、特に総合コースを例にあげてみますと、スポーツの分野に進みたい子が今まで通り保健体育の教科書だけで勉強するのではなくて、スポーツ理論を学べるような準教科書を購入して、さらに深くスポーツ全般について学ぶために、そういったような教科書を選定させていただいているケースがございます。もちろん、芸術コースに進むものについても同じような対応となっております。

また、文系、理系、あるいは文理コースを選択した生徒については、自分の望む進路のレベルに応じて、そのコースのレベルに応じて教科書の選定を対応して、より進路の実現ができるような授業を展開していくための教科書選定をさせていただいております。

しっかり生徒のニーズに応え、今後ともしっかりと授業を展開していくために、教科書選定、あるいは教育課程の編成からしっかりとやっていきたいなと思っております。

以上です。

【奈良委員】

ありがとうございました。

【教育長】

ほかには、いかがでしょうか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、議案第12号、議案第13号及び議案第14号について、可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

【教育長】

異議のないものと認めます。

よって、議案第12号、議案第13号及び議案第14号について可決いたします。

【教育長】

日程第五。その他について報告事項があります。説明をお願いいたします。

その他1 行事について

【総務課長】

資料の1ページをご覧ください。

教育委員会の8月定例会でございますが、8月18日火曜日午後2時30分から、市役所11階北会議室において開催予定です。(ほか、資料の主だった行事を紹介)

その他2 史跡総社古墳群(二子山古墳)の追加指定について

【文化財保護課長】

その他 2 「史跡総社古墳群（二子山古墳）の追加指定について」 ご報告いたします。

教育委員の皆様におかれましては、報道等で既にご承知のことと存じますが、去る 6 月 19 日に開催された文化審議会において、総社古墳群二子山古墳の一部につきまして、追加指定の答申がなされましたので、ご報告申し上げます。

資料の 27 ページをご覧ください。

まず、1 の「指定等の名称」についてですが、今回追加指定の答申があったのは、「史跡総社古墳群」のうちの「二子山古墳」です。

二子山古墳は、6 世紀後半に築造された、総社古墳群の中で最大規模を誇る前方後円墳になります。現状の墳丘の長さは約 90 メートルで、周囲には浅く広い周堀が巡っています。今回追加指定の答申があったのは、この周堀の一部にあたります。

二子山古墳は、昭和 2 年に墳丘部が国の史跡に指定され、令和 6 年 2 月には、既に指定されていた宝塔山古墳および蛇穴山古墳と統合され、さらに遠見山古墳と愛宕山古墳が追加指定されたことにより、名称が「総社古墳群」へと変更されました。

次に 2 の「所在地」についてですが、今回、追加指定されたのは、前橋市総社町植野字ニタ子山 366 番外 2 筆になります。

資料 28 ページ下段の地図をご覧ください。青色で囲われた部分がこれまでの指定範囲、赤色で囲まれた部分が追加指定予定の区域となります。

3 の「指定面積」は、既に指定済みの 36, 206. 77 m²に、今回の追加指定分 804. 28 m²が加わり、合計で 37, 011. 05 m²となります。

4 の「土地所有者」につきましては、個人が所有する民有地になります。

5 の「追加指定の目的」ですが、総社古墳群は、5 世紀後半から 7 世紀後半にかけて首長墓が連綿と築かれ、墓制の変遷を把握できる全国的にも貴重な古墳群となっております。これらの古墳を将来にわたり確実に保護、継承していくため、今回の追加指定の手続きを行いました。

最後に 6 の「指定の経緯」についてですが、令和 8 年 2 月 12 日付で文部科学大臣宛に追加指定の意見具申を行い、6 月 19 日に開催された文化審議会において、追加指定が答申されました。

このあとの予定ですが、令和 8 年 10 月頃に官報告示が行われ、正式に追加指定される予定となっております。

報告は以上でございます。

【教育長】

総務課からの行事予定で、次回の定例会についてですが、8 月 18 日火曜日、午後 2 時 30 分でよろしいでしょうか。

（異議なし）

【教育長】

では、8 月定例会については 8 月 18 日火曜日、午後 2 時 30 分からと決定いたします。ほかに、ただ今の報告について質疑等ありますか。

（質疑）

【渡辺委員】

26ページの8月行事予定表の中の、8日や20日に国際理解講座がありますが、この企画を、始まったときから興味深く思っているんですけども、始めた年よりも翌年のほうが、応募人数が減ったというお話もありましたが、応募の状況ですとか、今年の開催の特徴があれば教えていただきたいと思います。

【学務管理課長】

今年度の特徴につきましては、日程を前倒しいたしました。1回目、始めた時の中学生1年生が、今年3回目になりまして、中学3年生を迎えます。例年ですと12月くらいまでかけて行っていたものなんですけど、入学試験等もありますので、前倒しをして10月に完結するような日程を組みました。

それから、昨年度もご意見をいただきまして、前橋にあるいろいろな施設を利用したほうが良いということで、ヒストリア前橋ですとか、復興資料館なども活用した内容となっております。

さらに、今の募集についてですが、水曜日までが募集期間なんですけれども、だんだん、日を追うごとに人数が増ってきていると聞いております。もう少し集まると良いなと思っていますところですよ。

以上です。

【渡辺委員】

どうもありがとうございます。そうやって期日など工夫をしていらっしゃる様子ですので、引き続き興味深く見守らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

【畠山委員】

その他2の27ページ、二子山古墳の件なんですけれども、28ページの地図の赤と青という部分は、どこに対応しているのでしょうか。

【文化財保護課長】

地図で言うと、上が北になります。今回指定されたのは、南西の隅で、少し旗竿っぽくなっている部分が分かりますか。左下のコーナーの部分になります。

【畠山委員】

右の方は割と民家があつたりするのでしょうか。

【文化財保護課長】

はい。民家が大分あります。一応、今回の場所につきましても、昨年度、追加指定を受けた時に、NHKで放送されました。それを見た地権者の方が、今、空き家になっていて、処分しようと思っていて、というお話でした。処分して新しい家を建ててしまうと保存に影響が出るので、協議させてもらい、所有者の方は畑とかをやっていたりするので、現状のまま使ってくださいとお話をして了解を得られたので、今回、追加指定という運びとな

りました。

【畠山委員】

基本的には、お住まいになられていても問題ないということでしょうか。

【文化財保護課長】

そうです。住んでいる分には特に問題はないですけど、ただ、壊して新たに地面を掘ったりということがあったら、難しくなるかなというところです。

【畠山委員】

ありがとうございました。

【教育長】

ほかにいかがでしょうか。

ほかになれば、以上で質疑を終わります。

以上をもちまして教育委員会 7 月定例会を閉会いたします。

(午後 3 時 14 分)